

令和 2 年度 小児科医確保対策支援事業補助金

評価表 NO.

8

所管部課名	市民福祉部 市民健康課		担当者	茶圓				
事務事業名	救急医療体制支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
令和 2 年度 予算額	9, 253 千円	国県支出金 0 千円	一般財源 9, 253 千円	その他 0 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	当該補助事業による雇用小児科医数		各医療機関 1 名以上		令和 7 年度			
成果指標②	小児科年間診療患者数		年間延人数27, 000人 (前年度実績)		令和 7 年度			
補助対象者	済生会川内病院、川内市医師会に属する小児病床を有する医療機関							
補助対象経費	医療機関が小児医療体制を維持するために雇用した医師の人件費							
補助対象事業・活動の内容	小児病床を有する医療機関において、小児科医の雇用を支援し、小児医療体制の確保を図るもの。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の 2 分の 1 に相当額と予算を比較して予算の範囲内である額							
上記項目の積算方法	医療機関が小児医療体制を維持するために雇用した医師の勤務日数に、医師人件費相当額 7 1, 4 5 0 円を乗じ、更に、医療機関を受診する市内患者割合（7 割）を乗じた額							
補助を受ける事業（団体）等の 過去 3 年間の決算状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		10, 044, 169	61. 1%	9, 934, 624	58. 0%
		会費収入	—		0	0. 0%	0	0. 0%
		事業収入	—		10, 044, 169	61. 1%	9, 934, 624	58. 0%
		寄付金・その他助成	—		0	0. 0%	0	0. 0%
		市補助金	—		6, 401, 920	38. 9%	7, 202, 160	42. 0%
			—		0	0. 0%	0	0. 0%
		（前年度繰越金）	—		0	0. 0%	0	0. 0%
	計	0		16, 446, 089	100. 0%	17, 136, 784	100. 0%	
	支出	事業費	—		0	0. 0%	0	0. 0%
		人件費	—		16, 446, 089	100. 0%	17, 136, 784	100. 0%
		その他事務費	—		0	0. 0%	0	0. 0%
						0. 0%		0. 0%
						0. 0%		0. 0%
						0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）	—		0	0. 0%	0	0. 0%
計	0		16, 446, 089	100. 0%	17, 136, 784	100. 0%		
支出計/前年度支出計						104. 2%		
自己資金/前年度自己資金						98. 9%		
翌年度繰越金/市補助金				0. 0%		0. 0%		
交付件数		—		2件		2件		
成果指標の推移①		—		4名		3名		
成果指標の推移②		—		27, 000		27, 000		
特記すべき事項等	【前回評価】該当なし 【前回評価への回答】該当なし 【事業のPR方法】 【費用対効果】 【補助事業以外の事業】 【その他】							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、本市の小児医療施策の円滑な実施と維持存続のための医師確保に寄与するもの。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	B	当該事業実施医療機関においては、小児病床を有している市内で唯一の医療機関であり、今後の小児医療体制維持のための医師確保対策支援を継続する必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	小児科医の不足は全国的にも非常に深刻化しており、本市も同様である。市内各医療機関でも小児科医確保に大変苦慮しており、少人数の常勤医で医療体制を維持しているが、非常勤医を雇用することで常勤医の負担軽減につながっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	医師の確保及び雇用については各医療機関が実施するべきものであり、行政が実施するべき事業ではない。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	小児科医確保が難しい現状においては、医師確保に係る経費に対する財政的支援が最善の手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領第3条に規定された算出方法を用いて交付しているため、妥当な補助額である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☒ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 小児医療体制の継続のために支援策の検討が必要。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 該当医療機関、医師会との協議。		≪まとめ≫

小児科医確保対策支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 99 号）第 2 条の表に掲げる小児科医確保対策支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 小児科医確保対策支援事業補助金に係る補助事業等は、済生会川内病院及び川内市医師会に属し小児病床を有する医療機関において、小児科医を雇用（済生会川内病院は常勤医師及び非常勤医師、川内市医師会に属し小児病床を有する医療機関は非常勤医師）し、小児医療体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第 3 条 小児科医確保対策支援事業補助金の額は、次条に定める補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額と予算を比較して予算の範囲内において定める。

(補助対象経費)

第 4 条 小児科医確保対策支援事業補助金は、第 2 条に掲げる医療機関が小児医療体制を維持するために雇用した医師の勤務日数に、医師人件費相当額 71,450 円を乗じ、更に、医療機関を受診する市内患者割合（7 割）を乗じた額について交付する。

(交付の申請)

第 5 条 小児科医確保対策支援事業補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 5 月末日とする。

2 小児科医確保対策支援事業補助金の交付の申請に係る規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業に該当する小児科医の雇用を証する書類
- (2) 当該補助事業に該当する小児科医の勤務計画書
- (3) 当該補助事業に該当する小児科医の雇用に関する収支予算書
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第 6 条 小児科医確保対策支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、小児科医確保対策支援事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 小児科医確保対策支援事業補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業に該当する小児科医の勤務実績を証する書類

- (2) 小児科診療患者数実績書
 - (3) 当該補助事業に該当する小児科医の小児科医雇用に関する収支精算書
 - (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
- (効果の測定)

第 8 条 小児科医確保対策支援事業補助金の交付に対する効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業による雇用小児科医数
 - (2) 小児科年間診療患者数
- (補助事業者等の責務)

第 9 条 小児科医確保対策支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市における小児医療施策の円滑な実施と維持及び存続に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。